平成二十五年農林水産省令第四十四号

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（定義）

第一条　この省令において「動物用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

２　この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

３　この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。

（動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第二条　法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一　別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「動物用医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二　別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあっては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。

三　別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物に使用してはならないこと。

四　別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示）

第三条　獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

２　獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

３　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

４　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第四条　動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）に記載するよう努めなければならない。

一　当該動物用医薬品の名称

二　当該動物用医薬品の用法及び用量

三　当該動物用医薬品を使用した年月日

四　当該動物用医薬品を使用した場所

五　当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六　別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷すること

七　別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

（獣医師による動物用医薬品の使用の特例）

第五条　獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

２　獣医師は、前項の出荷制限期間指示書による指示に代えて、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷制限期間指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷制限期間指示書による指示をしたものとみなす。

３　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

４　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

（医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第六条　法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一　別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二　別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による医薬品の使用に係る指示）

第七条　獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

２　獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

３　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

４　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

の場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3　獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

4　前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第八条　医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

一　当該医薬品の名称

二　当該医薬品の用法及び用量

三　当該医薬品を使用した年月日

四　当該医薬品を使用した場所

五　当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六　当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	医薬品使用対象動物	動物用用法及び用量	使用禁止期間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mgを飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するため前1日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するため前1日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飲にと殺す	食用に供するため前1日間
硫酸アプラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を除く。）	1日量として体重1kg当たり12mg（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するため前14日間
硫酸アプラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を除く。）	飼料1t当たり1000g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するため前14日間
硫酸アプラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を除く。）	水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前1日間
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	
アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後5月を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前10日間	
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下に水揚げして経口投与すること。	食用に供する前5日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前35日間	
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前28日間	
アルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg以下の量を飼に水揚げして経口投与すること。	食用に供する前14日間
安息香酸ビコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり500g（力価）以下の量を飼料に混じにと殺すして経口投与すること。	食用に供する前5日間
安息香酸ビコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下に水揚げの量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前27日間
安息香酸ビコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与する前1kg当たり24mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アンピシリン水添加剤	牛（生後6月を除く。）	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アンピシリン水添加剤	豚（生後6月を除く。）	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	
アンピシリン水添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下に水揚げして経口投与すること。	食用に供する前5日間
アンピシリン水添加剤	牛（生後6月を除く。）	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アンピシリン水添加剤	豚（生後6月を除く。）	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前5日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	
アンピシリン水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下にと殺するため食用に供する前2日間	

分とする強制経口投与剤	豚（鶏を除く。）	1日量として体重1kgあたり24mg（力価）以下にすること。	食用に供する前5日間
	鶏	1日量として体重1kgあたり40mg（力価）以下にすること。	食用に供する前2日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤を除く。）	牛	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前7日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤）（豚を除く。）	牛（生後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前28日間
	豚	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前49日間
アンピシリウムを有効成分とする注	牛	1日量として体重1kgあたり8mg（力価）以下にすること。	食用に供する前3日間

射剤（別表第2に掲げるものを除く。）		量を静脈内に注射すること。	食用に供するために搾乳する前72時間又は食
		1日量として体重1kgあたり10mg（力価）以下にすること。	食用に供するために搾乳する前7日間又は食
アンピシリンを有効成分とする子宮・膣内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg（力価）以下の量にすること。	食用に供するために搾乳する前5日間又は食
イソプロチオランを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kgあたり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために搾乳する前24時間又は食
イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kgあたり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために搾乳する前14日間又は食

イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kgあたり10mg以下の量にすること。	食用に供する前7日間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kgあたり20mg以下の量にすること。	食用に供する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	1日量として体重1kgあたり20mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供する前40日間
		1日量として体重1kgあたり30mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kgあたり50mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供する前37日間
エチプロストントロメタミンを有効成分とする注射剤	牛 豚	1日量として1頭当たり5.0mgを筋肉内に注射すること。	食用に供する前4日間
		1日量として1頭当たり1.7mgを筋肉内に注射すること。	食用に供する前3日間
エトキサゾール乳剤を有効成分とする外皮塗布剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kgあたり1mg以下の量を頸部から尾根部に塗布すること。	食用に供する前7日間
エトキサゾールを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1m2当たり94.5mg以下の量を鶏舎	食用に供するために搾乳する前5日間

エプリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kgあたり50mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供する前20日間
		内に噴霧すること。	
エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前12日間
	豚	1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下にすること。	食用に供する前15日間
		1日量として体重1kgあたり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する前42日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kgあたり4mg（力価）以下にすること。	食用に供する前42日間
	馬（生後12月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kgあたり4mg（力価）以下のにすること。	食用に供する前42日間
チオシアン酸エリスロマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり1日量として22mg（力価）以下の量を溶かしにすること。	食用に供する前5日間
エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳して後に1分房1回当たり300mg（力価）以下の量を注入すること。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり300mg（力価）以下にすること。	食用に供する前5日間又は食

エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり5mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために搾乳する前72時間
エンロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供する前12日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（次項に掲げるものを除く。）	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供する前8日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する前14日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（搾乳を除く。）	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量をにと殺する前14日間皮下に注射すること。	食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量をにと殺する前12日間筋肉内に注射すること。	食用に供するために搾乳する前96時間
オキシクロザニドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量又は1頭当たり3.4g以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために搾乳する前14日間又は食用に供する前5日間
オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
アルキルトリメチルアンモニウムを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前5日間
	かれい目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前4日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているものを除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前3日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	牛（生後6月を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
	かれい目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前4日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているものを除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前3日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。	食用に供する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じして経口投与すること。	食用に供する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じして経口投与すること。	食用に供する前5日間
	牛（生後6月を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じして

	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下に水揚げの量を飼料に混じする前40日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供して経口投与すること。
	くるまえび	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下に水揚げの量を飼料に混じする前2日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供して経口投与すること。
塩酸オキシテトラサイクリン乳牛を有効成分とする飲水添加剤（別表第2に掲げる豚ものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺すして経口投与する前7日間まで飲水に溶かる前7日間まで飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり50mg（力価）以下の量を溶かしにと殺すして経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
オキシテトラサイクリン	牛	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする注射剤（次項に掲げるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
塩酸塩を有効成分とする注射剤であって2―ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	豚	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤（次項に掲げるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳後に1分房1回当たり450mg（力価）以下のにと殺する前14日間又は食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量を1日2回以下注入すること。
オキソリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤を除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼にと殺する前5日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり50g以下の量をするため混じて経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	すずき目魚類（淡水魚を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼に水揚げする前5日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	にしん目魚類（海水魚を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	牛（生後50日を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼にと殺する前5日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼にと殺する前5日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり50g以下の量をするため混じて経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	すずき目魚類（淡水魚を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	にしん目魚類（海水魚を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前21日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
オキソリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤）	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼にと殺する前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	すずき目魚類（淡水魚を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前21日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	くるまえび	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	あゆ	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前18日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	こい目魚類（うなぎを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼に水揚げする前25日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前25日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼にと殺する前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼にと殺する前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げする前21日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼に水揚げする前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。
	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼にと殺する前14日間まで経口投与すること。	1日量として体重食用に供すること。	1日量として体重食用に供すること。

分とする飲水添加剤		水に混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
オキソリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後1月を超え1kg以下の量を除くこと。）	1日量として体重1kg当たり20mgを強制的に経口投与すること。	食用に供する前5日間
オキソリン酸を有効成分とする薬浴剤	うなぎ あゆ	水1t当たり5g以下の量を溶かして薬浴すること。 水1t当たり10g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前2日間 食用に供するために水揚げする前14日間
オフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵前1日を除く。）	飲水1l当たり1000mg以下の量又は1日量として体重1kg当たりに10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり4mgを強制的に経口投与すること。	食用に供する前5日間
オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mgを飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mgを筋肉内に注射すること。	食用に供する前21日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
硫酸カナマイシンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚（生後2月を超え（力価）以下の量を除くこと。）	1日量として1頭当たり160mgを鼻腔内に投与すること。	食用に供する卵の産卵前10日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛 豚 鶏	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 食用に供する前30日間 食用に供する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mgを静脈内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mgを筋肉内に注射すること。	食用に供する前2日間又は食用に供するために搾乳する前24時間 食用に供する前14日間
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛を除く。） 豚（食用に供するための搾乳がされなかったものを除く。）	1日量として体重1kg当たり6mgを皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下のにと殺する前49日間 1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下のにと殺する前13日間	食用に供するために搾乳する前7日間又は食用に供する卵の産卵前1日間
カルバリル（乳牛を除く。）を有効成分とする散布剤	牛（搾乳牛を除く。） 鶏	1日量として1頭当たり3g以下のを当たりするために直接散布すること。 1日量として1羽当たり0.12gを畜体に直接散布すること。	食用に供する前7日間又は食用に供する卵の産卵前1日間
カルバリル（乳牛を除く。）を有効成分とする外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。） 鶏	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。 0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前7日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mgを筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前3日間
キシラジンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.3mg以下の量をにと殺する前2日間又は食筋肉内に注射すること。	食用に供するために搾乳する前48時間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	鶏（産卵前1日を除く。）	飼料1t当たり60g以下の量を混じて経口投与するにと殺する前5日間	食用に供する卵前1日間
クロプロスト	馬	体重1kg当たり0.8μg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供する前28日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mgを静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前9日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mgを筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
クロプロストはそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mgを筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間

	豚	1日量として1頭当たり0．175mgを筋肉内に注射すること。	1日量として1頭食用に供する前7日間
d－クロプロステノールを有効成分とする注射剤	牛 豚	1日量として1頭当たり0．15mgを筋肉内に注射すること。 1日量として1頭当たり0．075mgを筋肉内に注射すること。	1日量として1頭食用に供する前3日間 1日量として1頭食用に供する前1日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛 豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺する前10日間又は食用に供して経口投与すること。 飼料1t当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	1日量として体重食用に供する前15日間 食用に供する前13日間 食用に供する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供する前15日間	食用に供する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする子宮・膣内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mgにと殺するため1日量として1頭食用に供する前18日間又は食用に供するために搾乳する前72時間	食用に供する前72時間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後1月を超えるものを除く。） 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下にと殺するため1日量として体重食用に供する前15日間 飲水1l当たり20mg（力価）以下の量を溶かしにと殺して経口投与すること。	食用に供する前7日間
グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤	牛	1％以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり3mgにと殺する前6日間食用に供する注射すること。	食用に供する前6日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり2mgにと殺するため1日量として体重食用に供する前30日間	食用に供する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり2mgにと殺するため1日量として体重食用に供する前30日間	食用に供する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後10日を超えるものを除く。）	1日量として1頭当たり5mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として1頭食用に供する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前3日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。） 豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mgにと殺するため1日量として体重食用に供する前3日間 飼料1t当たり500g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり500g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり500g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前3日間 食用に供する前5日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり250mg（力価）以下の量を溶かしにと殺して経口投与すること。	食用に供する前5日間
酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤	豚（生後7日を超えるものを除く。）	1日量として1頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
ジクラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり1mgにと殺するため1日量として体重食用に供する前1日間	食用に供する前1日間
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。 飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供する前1日間 食用に供する前1日間
塩化ジデシルジメチルアンモニウムを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水1l当たり16．7mg以下のを溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛 馬 豚	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）（搾乳牛にあっては1日量として体重食用に供する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺する前60日間食用に供するためにと殺する前20日間	食用に供する前72時間 食用に供する前20日間

	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺する前29日間	下の量を筋肉内に注射すること。
シフルトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1・5g以下の量を装着すること。	―
臭化プリフィニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0・2mg以下の量をにと殺する前21日間静脈内に注射すること。	食用に供するため
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mgを飲水にと殺する前7日間に溶かして経口投与すること。	食用に供する前90日間
シロマジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前2日間
硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg（力価）以下にと殺するための量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するため
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg（力価）以下にと殺するための量を飲水に溶かして経口投与する前4日間又は搾乳する前72時間	食用に供するために
スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1m2当たり2g以下のにと殺する	食用に供するため

エンボン酸すずきスピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下に水揚げする前3日間して経口投与すること。	食用に供するため
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g（力価）以下の量を混じて経にと殺する前14日間口投与すること。	食用に供する
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり500mg（力価）以下の量を溶かしにと殺する前11日間して経口投与すること。	食用に供するため
スルファジメトキシンはそのナトリウム塩を有効成分とする飼料鶏（産卵鶏を除く。）添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）		飼料1t当たり2,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量をにと殺する前14日間して経口投与すること。	食用に供する
スルファジメトキシンはそのナトリウム塩を有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投にと殺する前14日間与すること。	食用に供する
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量をにと殺する前10日間飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する
スルファジメトキシンはそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を筋にと殺する前14日間肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供する

		1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を静にと殺する前7日間脈内に注射すること。	食用に供するため
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量をにと殺する前14日間皮下又は筋肉内にする前14日間注射すること。	食用に供する
スルファメトキシルダプソンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mgを飼料にと殺する前5日間に混じて経口投与すること。	食用に供する
スルファメトキシルダプソンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋にと殺する前30日間肉内に注射すること。	食用に供する
スルファメトキシノメトキシン又はその塩を有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	馬	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼にと殺する前7日間料に混じて経口投与すること。	食用に供する
	豚	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼にと殺する前7日間料に混じて経口投与すること。	食用に供する
	牛（搾乳する前12時間）	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼にと殺する前7日間料に混じて経口投与すること。	食用に供する
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するため

すずきの目魚類	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げする前1日間して経口投与すること。	食用に供するため	
にしんの目魚類（海水中で養殖されているもの）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量をに水揚げする前3日間飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する	
にしんの目魚類（海水中で養殖されているもの）を除く	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量をに水揚げする前3日間飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する	
うなぎ（ただし、あゆを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げする前3日間飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する	
目魚類（うなぎにあっては、体重100g以下のものに限る。）及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が1日平均40％以下	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げする前7日間飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する	

スルファモノメトキシンを有効成分とする薬浴剤	にしん目魚類（淡水中で養殖されているものを除く。）ただし、1％以下の食塩水1t当たり10kgを溶かして薬浴すること	1日量として体重1kg当たり60mgを強にと殺する前7日間	豚	1日量として体重1kg当たり60mgを飲にと殺する前7日間	食用に供する前1日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする強制経口投与剤		制的に経口投与すること。		水に溶かして経口投与すること。	飼料に混じて経口投与すること。
		1日量として体重1kg当たり60mgを強にと殺する前7日間	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり2000mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
			豚	1日量として体重1kg当たり60mgを飲にと殺する前7日間	食用に供する前7日間
			馬	1日量として体重1kg当たり50mgを飲にと殺する前7日間	食用に供する前7日間
			水添加剤	水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
			スルファモノメトキシンナトリウムを有効成分とする飲	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飲にと殺する前7日間	食用に供する前7日間
			牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を水揚げして経口投与すること。	食用に供する前1日間
			上の条件におかれる体重100kgを超えるもの（あゆ）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する前1日間

				、あゆを除く。）	スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤
			牛	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を皮にと殺する前28日間又は食用に供するため	食用に供する前72時間
			馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を皮にと殺する前10日間	食用に供するため
			豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量をにと殺する前14日間	食用に供する
スルフイソゾールナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	ぶり	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。		1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。	食用に供する前10日間
	にじます	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。		1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。	食用に供する前10日間
	こい	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。		1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。	食用に供する前10日間
	あゆ	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。		1日量として体重1kg当たり20mg以下の量をに水揚げして経口投与すること。	食用に供する前15日間

セファゾリン	牛（泌乳して期初期に1分房1回当たり450mgを注入すること。）	1日量として乾乳食用に供するため前72時間	牛（泌乳して期初期に1分房1回当たり250mgを除く。）	1日量として搾乳食用に供するため前30日間	セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤（次項に掲げるものを除く。）
セファゾリンナトリウム又はその水和物を有効成分とする注射剤		1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下のにと殺する前3日間又は食用に供するため		1日量として搾乳食用に供するため前60時間	セファゾリン（泌乳して後に1分房1回当たり150mgを注入すること。）
		1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下のにと殺する前3日間又は食用に供するため		1日量として搾乳食用に供するため前36時間	セファロニウムを有効成分とする乳房注入剤のに限（力価）以下の量を注入すること。

成分とするいるも乳房注入剤のを除く。）	硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下のにと殺する前7日間又は食用に供するため	牛	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下のにと殺する前4日間	豚
回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。		1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下のにと殺する前7日間又は食用に供するため		1日量として搾乳する前36時間	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下のにと殺する前4日間
にと殺する前30日間	セフチオフルを有効成分とする注射剤	1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下の量を耳根部皮下に注射すること。	牛	1日量として搾乳する前14日間	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下のにと殺する前14日間
	塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下のにと殺する前12日間又は食用に供するため		1日量として搾乳する前12時間	1日量として体重1kg当たり3mg（力価）以下のにと殺する前3日間

セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	牛 豚	1日量として体重1kg当たり2mgするため（力価）以下のにと殺する前7日量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり3mgするため（力価）以下のにと殺する前3日量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために用に供する間又は食搾乳する前24時間
セフロキシムナトリウム乳房注入剤	牛（泌乳して回当たり250mgするため（力価）以下のにと殺する前2日分とする乳のに限る。）	搾乳後に1分房1食用に供量を1日2回以下注入すること。	搾乳するために用に供する間又は食搾乳する前72時間
リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げる鶏（産卵鶏を除く。）を除く。）	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり1食用に供10g（力価）以下の量を混じて経にと殺する前3日口投与すること。 飼料1t当たり5食用に供50g（力価）以下の量を混じて経にと殺する前3日口投与すること。	食用に供する前3日間 食用に供する前3日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後3月を超え1日量として1頭当たり2g（力価）以下の量を飲にと殺するもの水に溶かして経口投与すること。） 豚（生後1月を超え50mg（力価）以下の量を溶かしにと殺するもの経口投与すること。）	飲水1l当たり2食用に供するため（力価）するため日間 飲水1l当たり5食用に供する前14日間 飲水1l当たり6食用に供する前7日間	
フマル酸チアムリンを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり5食用に供する前3日間	
メシル酸ダ鶏（産卵鶏を除く。） メシル酸ダ牛

	デコキネー トを有効成 分とする飼 料添加剤	鶏（産 卵鶏を 除く。）	飼料１ｔ当たり４ ００ｇ以下の量を混 じて経口投与するこ と。	下の量を筋肉内に 注射すること。
	テルデカマ イシンを有 効成分とす る飼料添加 剤	豚 鶏	飼料１ｔ当たり１ ００ｇ（力価）以 下の量を混じて経に 口投与すること。	飼料１ｔ当たり２ ００ｇ（力価）以 下の量を混じて経に 口投与すること。	飼料１ｔ当たり４ ００ｇ（力価）以 下の量を混じて経に 口投与すること。	る前２日 間	る前３日 間	る前１６ 日間
塩酸ドキシ サイクリン を有効成分 とする飼料 添加剤	豚	鶏（産 卵鶏を 除く。）	飼料１ｔ当たり２ ００ｇ（力価）以 下の量又は１日量にと殺す として体重１ｋｇ 当たり１２ｍｇ （力価）以下の量 を飼料に混じて経 口投与すること。	飼料１ｔ当たり２ ００ｇ（力価）以 下の量を混じて経に 口投与すること。 （ふ化後２週間以にと殺す 内の鶏にあってはる前１０ １００ｇ（力価）日間 以下の量又は１日 量として体重１ｋ ｇ当たり２４ｍｇ （力価）以下の量 を飼料に混じて経 口投与すること。	食用に供 す前１０ 日間	食用に供 す前１６ 日間
塩酸ドキシ サイクリン を有効成分 とする飼料 添加剤		すずき 目魚類	１日量として体重 １ｋｇ当たり５０ ｍｇ（力価）以下に水揚げ の量を飼料に混じする前２ て経口投与するこ と。	０日間	食用に供 す前５ 日間	食用に供 す前６日 間又は食

	ビシリン を有効成分 とする飼料 添加剤	すずき 目魚類	１日量として体重 １ｋｇ当たり１０ ０，０００単位以に水揚げ 下の量を飼料に混する前４ じて経口投与する こと。	食用に供 す前２８ 日間	食用に供 す前５７ 日間	食用に供 す前５９ 日間	食用に供 す前４８時 間
	とする飲水 添加剤		ｇ当たり２４ｍｇ （力価）以下の量 を飲水に溶かして 経口投与すること 。	る前１０ 日間			
トリクロル ホンを有効 成分とする 強制経口投 与剤	トリクラベ ンダゾール を有効成分 とする強制 経口投与剤	牛（搾 乳牛を 除く。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり１２ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	牛（生 後７日 を超え るもの を除く 。）	牛（生 後３月 を除く 。）	トルトラズ リルを有効 成分とする 強制経口投 与剤	
トリクロル ホンを有効 成分とする 強制経口投 与剤	牛 豚		１日量として体重 １ｋｇ当たり８０ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	１日量として体重 １ｋｇ当たり２０ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	１日量として体重 １ｋｇ当たり１５ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	１日量として体重 １ｋｇ当たり１５ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	食用に供 するため に搾乳する 前４８時 間
			１日量として１頭 当たり５０ｍｇ以下の量を強制的にと殺す 経口投与すること 。	る前７日 間	食用に供 す前７日 間又は食 用に供す るために 搾乳する 前１２０ 時間	食用に供 す前７日 間又は食 用に供す るために 搾乳する 前１２０ 時間	
		うなぎ 目魚類	水１ｔ当たり０． ２ｇ以下の量を溶 かして薬浴すること 。	食用に供 する前５ 日間	食用に供 する前５ 日間	食用に供 する前５ 日間	
トリクロル ホンを有効 魚類 成分とする 薬浴剤		こい目	水１ｔ当たり０． ３ｇ以下の量を溶 かして薬浴すること 。	食用に供 する前７日 間	食用に供 する前７日 間	食用に供 する前７日 間	
トリブロム サランを有 効成分とす る強制経口 投与剤		牛	１日量として体重 １ｋｇ当たり３０ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	食用に供 する前６日 間又は食			

	ナリジクス 酸を有効成 分とする強 制経口投与 剤	牛（生 後３月 を除く 。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり１０ ｍｇ以下の量を強にと殺す 制的に経口投与する ること。	食用に供 する前９日 間			
	ニトロキシ ニルを有効 成分とする 注射剤	牛（生 後１８ 月を超 えるも のを除 く。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり５ｍｇ以下の量を皮下にと殺す に注射すること。	る前１１ ０日間			
ノルフロキ サシンを有 効成分とす る飼料添加 剤	ノルフロキ サシンを有 効成分とす る飼料添加 剤	豚	１日量として体重 １ｋｇ当たり１０ ｍｇ以下の量を飼にと殺す 料に混じて経口投 与すること。	る前７日 間			
ノルフロキ サシンを有 効成分とす る飲水添加 剤		鶏（産 卵鶏を 除く。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり２０ ｍｇ以下の量を飲にと殺す 水に溶かして経口投 与すること。	る前７日 間			
塩酸バルネ ムリンを有 効成分とす る飼料添加 剤		豚	飼料１ｔ当たり２ ００ｇ（力価）以 下の量を混じて経に 口投与すること。	る前２日 間			
ビコザマイ シンを有効 成分とする 飼料添加剤		牛（生 後３月 を超え るもの を除く 。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり２０ ｍｇ（力価）以下にと殺す るものの量を飼料に混じる前３日 て経口投与するこ と。	食用に供 する前３ 日間			
ビコザマイ シンを有効 成分とする 飼料添加剤		豚（生 後５月 を超え るもの を除く 。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり２０ ｍｇ（力価）以下にと殺す るものの量を飼料に混じる前３日 て経口投与するこ と。	食用に供 する前３ 日間			
ビコザマイ シンを有効 成分とする 飲水添加剤		牛（生 後３月 を超え るもの を除く 。）	１日量として体重 １ｋｇ当たり２０ ｍｇ（力価）以下にと殺す るものの量を飲水に溶かる前３日 して経口投与する こと。	食用に供 する前３ 日間			

	ナイカルバ ジンを有効 成分とする 飼料添加剤	鶏（産 卵鶏を 除く。）	飼料１ｔ当たり２ ００ｇ以下の量をするため 混じて経口投与すること。	る前１６ 日間			
ナナフロシ ンを有効成 分とする外 皮塗布剤		牛	１日量として１０― ０平方ｃｍ当たり ０．１ｍｇ（力 価）以下の量を外 皮（搾乳牛の乳房 を除く。）に塗布 すること。				
ナフシリン ナトリウム モノハイド レートを有 効成分とす る乳房注入 剤		牛（泌 乳して いるも のを除 く。）	１日量として乾乳 期初期に１分房１ 回当たり５００ｍｇ（力価）以下の 量を注入すること 。	食用に供 するため に搾乳す る前１３ ２時間	食用に供 する前１４ 日間又は 食用に供 する前３０ 日間		
		牛（泌 乳して いるも のを除 く。）	１日量として搾乳 後に１分房１回当たり２５０ｍｇにと殺す ナトリウムもたり２５０ｍｇにと殺す モノハイドいるもの量を飼料に混じる前３日 レートを有のに限（力価）以下の量 効成分とする。） を注入すること。				

	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前3日間	食用に供する前1日間	ビコザマイシンを有効成分とする強制経口投与剤
	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するために強制的に経口投与する前3日間	食用に供する前3日間	ビコザマイシンを有効成分とする強制経口投与剤
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するために筋肉内に注射する前5日間	食用に供する前5日間	ビコザマイシンを有効成分とする注射剤
	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与する前10日間	食用に供する前15日間	ビチオノールを有効成分とする強制経口投与剤
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与する前15日間	食用に供するために水揚げ	ピルビン酸メチルを有効成分とする薬浴剤
	ふぐ目魚類	水1m³当たり300mL以下の量	食用に供する前3日間	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤
	牛（泌乳牛を除く。）	1日量として搾乳食用に供するために搾乳する前60時間	食用に供する前1日間	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする薬浴剤
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺するために筋肉内に注射する前5日間	食用に供する前5日間	フェンベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	馬	1日量として体重1kg当たり6mg以下の量を強制的に経口投与する前10日間	食用に供する前10日間	フェバンテルを有効成分とする強制経口投与剤
	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前2日間	食用に供する前2日間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前1日間	食用に供する前1日間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤
	牛（泌乳牛を除く。）	1日量として搾乳食用に供するために搾乳する前60時間	食用に供する前60時間	塩酸ピルリマイシンを乳房注入剤
	牛（泌乳牛を除く。）	1日量として搾乳食用に供するために搾乳する前20日間又は搾乳する前20時間	食用に供する前1日間	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤
	豚	1日量として体重1kg当たり3mg（力価）以下にと殺するために筋肉内に注射する前5日間	食用に供する前5日間	フェンベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	馬	1日量として体重1kg当たり6mg以下の量を強制的に経口投与する前10日間	食用に供する前10日間	フェバンテルを有効成分とする強制経口投与剤
	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前2日間	食用に供する前2日間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前1日間	食用に供する前1日間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤
	牛（泌乳牛を除く。）	1日量として搾乳食用に供するために搾乳する前60時間	食用に供する前60時間	塩酸ピルリマイシンを乳房注入剤
	牛（泌乳牛を除く。）	1日量として搾乳食用に供するために搾乳する前20日間又は搾乳する前20時間	食用に供する前1日間	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤
	豚	飼料1t当たり15g以下の量又は1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前7日間	食用に供する前7日間	フェンベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	豚（搾乳牛を除く。）	1日量として、体重1kg当たり2mg（力価）以下で、かつ、1頭当たり1，000mg（力価）を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間	硫酸フラジオマイシン乳牛を有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）
	鶏（産卵鶏にあっては、飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。）	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間	硫酸フラジオマイシン卵鶏を有効成分とする飲水添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）
	鶏（産卵鶏にあっては、飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。）	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前10日間	食用に供する前10日間	プラジクアンテルを有効成分とする飼料添加剤
	馬	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を強制的に経口投与する前5日間	食用に供する前5日間	フルニキシンメグルミンを有効成分とする強制経口投与剤
	牛	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射する前10日間又は食用に供する前10日間	食用に供するために搾乳する前60時間	フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）
	馬	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を静脈内に注射する前2日間	食用に供するために搾乳する前60時間	フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）
	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射する前10日間	食用に供するために搾乳する前60時間	フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）
	蜜蜂	蜜蜂の巣板4枚当たり0．9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する前21日間	フルバリネートを有効成分とする懸垂剤
	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前3日間	食用に供する前3日間	フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前14日間	食用に供する前14日間	フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前10日間	食用に供する前10日間	フルベンダゾールを有効成分とする飲水添加剤
	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前3日間	食用に供する前3日間	フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前14日間	食用に供する前14日間	フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前14日間	食用に供する前14日間	フルベンダゾールを有効成分とする飲水添加剤
	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲にと殺するために飲水に溶かして経口投与する前3日間	食用に供する前3日間	フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤

る強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強にと殺する前10日間	制的に経口投与すること。
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強にと殺する前3日間	制的に経口投与すること。
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を鼻部にと殺する前14日間	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強にと殺する前14日間
	鶏	1日量として1羽当たり1mg以下の量を背に塗布すること。	1日量として1羽当たり1mg以下の量を背に塗布すにと殺する前28日間
フルララネルを有効成分とする飲水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量をにと殺する前14日間	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量をにと殺する前14日間
プレドニゾロンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下にと殺する前51日間	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下にと殺する前51日間又は食用に供するため注射すること。
		1日量として1回当たり100mg以下の量を関節腔にと殺する前51日間又は食用に供するため内に注射すること。	1日量として1回当たり100mg以下の量を関節腔にと殺する前51日間又は食用に供するため内に注射すること。

プロチゾラムを有効成分とする注射剤	馬	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下にと殺する前14日間	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下にと殺する前14日間
	豚	1日量として1回当たり15mg以下の量を関節腔内にと殺する前14日間	1日量として1回当たり15mg以下の量を関節腔内にと殺する前14日間
		1日量として1頭当たり50mg以下の量を皮下に注にと殺する前10日間	1日量として1頭当たり50mg以下の量を皮下にと殺する前10日間
		1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈にと殺する前2日間又は食用に供するため内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈にと殺する前24時間
プロペタンホスを有効成分とする除く。）外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。）	0.05%以下の食用に供する水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	0.05%以下の食用に供するため成分とする除く。）にと殺する前14日間
ブロムフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強にと殺する前21日間	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強にと殺する前24時間
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼にと殺する前4日間	飼料1t当たり40g以下の量又は食用に供するため1日量として体重にと殺する前24時間

フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飲水にと殺する前3日間	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。
	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を皮下に注射すること。	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を皮下にと殺する前40日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（次項及び別表第2に掲げるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉に注射すること。	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉にと殺する前30日間
		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉にと殺する前21日間

すずき目魚類		1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1kg当たり2mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの）		1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前5日間
うなぎ目魚類		1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与する前1日間
フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飲水にと殺する前3日間	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飼料に水揚げするため4日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼に水揚げするため食用に供する前7日間
	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を皮下にと殺する前5日間	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を皮下に水揚げするため食用に供する前1日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉にと殺する前30日間	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉に注射すること。
		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉にと殺する前21日間

フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（牛を除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉にと殺する前69日間	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉に注射すること。
グルコン酸マグネシウムを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）			
ペルメトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1―5g以下の量を装着すること。	1日量として体重1kg当たり5,000単位以下のにと殺する前3日間又は食用に供するため注射する前48時間
ベンジルペニシリンカリウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5,000単位以下のにと殺する前14日間又は食用に供するため注射すること。	1日量として体重1kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。
ベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	馬	1日量として体重1kg当たり5,000単位以下のにと殺する前96時間	1日量として体重1kg当たり15,000単位以下のにと殺する前69日間

	豚	量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり50,000単位以下にと殺する前14日間の量を筋肉内に注射すること。
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛（搾乳する前48時間を除く。） すずき 目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を1日2回飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下に水揚げする前1日間の量を飼料に混じて経口投与すること。
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳する前48時間を除く。）	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を1日2回飲水に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺する前7日間の量を静脈内に注射すること。
ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下にと殺する前5日間の量を静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下にと殺する前48時間の量を飼料に混じて経口投与すること。
ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシンを有効成分とする飼料添加剤	目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下に水揚げする前3日間の量を飼料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量をにと殺する前1日間筋肉内に注射すること。
マホプラジンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量をにと殺する前1日間筋肉内に注射すること。	

マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（1mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものに限る。）	豚	1日量として体重1kg当たり2mgの量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり2mgの量を筋肉にと殺する前4日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を筋肉内に注射すること。
マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を静にと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を脈内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉にと殺する前4日間の量を筋肉内に注射すること。
ミロキサシンを有効成分とする飼料添加剤	うなぎ 目魚類	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼に水揚げする前20日間料に混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
	均1日平が換率の交水は飼育0日間2前揚げすめに水た供食のもの及び用に供する100g以下、体重ごとにあっては与すること。		

ミロサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。） 蜜蜂	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 7日量として蜜蜂の育児箱1箱当たり75mg（力及びその価）以下の量を飼他の生産料に混じて250物を生産gとしたものを経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下のにと殺する前7日間の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり100g（力価）以下の量を混じて経にと殺する前5日間口投与すること。
ミロサマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下のにと殺する前7日間量を飲水に溶かして経口投与すること。 飲水1l当たり100mg（力価）以下の量を溶かしにと殺する前7日間して経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下のにと殺する前7日間量を飼料に混じて経口投与すること。 食用に供する動物（0.%以上の条件にお体重100gを超えるもの）を除く。
ミロサマイシンを有効成分とする注射剤	豚（生後4月を超えるもの。）を除く。	1日量として体重1kg当たり5mgを超える（力価）以下のにと殺する前25日間量を筋肉内に注射すること。	
メシリナム牛を有効成分	1日量として体重1kg当たり5mgするため食用に供		

メタスルホ牛安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	馬	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして5mgにと殺する前7日以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を筋肉内に注射すること。
	牛	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前60時間の量を静脈内に注射すること。	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を静脈内に注射すること。
メトクロプラミドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下にと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を筋肉内に注射すること。	体重1kg当たり0.8mg以下の量をにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を筋肉内に注射すること。
とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mgにと殺する前2日間の量を筋肉内に注射すること。	1日量として体重1kg当たり5mgにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間の量を筋肉内に注射すること。

	塩酸メトクロプラミドを有効成分とする注射剤	牛	体重1kg当たり食用に供する前72時間
		豚	体重1kg当たり食用に供する前48時間
	メロキシカムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.4mg以下の量を1日2回以下にと殺する前1日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
		豚	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を1日2回以下にと殺する前1日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
	メンブトン牛を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。
		豚（生後2月を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
	メンブトン牛を有効成分とする注射剤	豚（生後2月を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。
		牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。
		豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。
	モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を背に塗布すること。
	クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり2.0mg以下の量をにと殺する前2日間強制的に経口投与すること。
	酒石酸モラントテルを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
	酒石酸モラントテルを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。
	塩酸リンコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり10g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。
		鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり4g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。
		すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じして経口投与すること。
			を超えるもの肉内に注射すること。）を除くと。
			mg以下の量を筋にと殺する前6日間
			1日量として体重1kg当たり50mg以下の量にと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前16時間
			1日量として体重1kg当たり15mg以下の量にと殺する前3日間
			1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼にと殺する前14日間
			1日量として体重1kg当たり15mg以下の量にと殺する前4日間
			1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下に水揚げする前10日間

	塩酸リンコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺する前4日間して経口投与すること。
		鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下のにと殺する前3日間量を飲水に溶かして経口投与すること。
	塩酸リンコマイシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下にと殺する前4日間の量を筋肉内に注射すること。
	リン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mgにと殺する前8日間又は食用に供するために搾乳する前60時間内に注射すること。
		馬	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mgにと殺する前12日間又は食用に供するために搾乳する前48時間g以下の量を皮下に注射すること。
			1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして5mgにと殺する前7日間は静脈内に注射すること。
塩酸レバミゾールを有効成分とする外皮塗布剤	塩酸レバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。
		鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼にと殺する前9日間料に混じて経口投与すること。
	塩酸レバミゾールを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水にと殺する前5日間に溶かして経口投与すること。
		鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飲にと殺する前9日間水に溶かして経口投与すること。
	塩酸レバミゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量をにと殺する前7日間飲水に溶かして経口投与すること。
		豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与する前7日間すること。
		鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強にと殺する前9日間制的に経口投与すること。
		牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を背にと殺する前7日間に塗布すること。

塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤	馬	1日量として1眼当たり1．489mg以下の量をにと殺する前4日間点眼すること。	食用に供する前18日間

注

1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。

2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。

3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。

4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。

5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内、腹腔内又は関節腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。

10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。

11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。

12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。

14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。

15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。

16 「畜舎噴霧剤」とは、畜舎（鶏舎を含む。）内に噴霧する方法により使用する動物用医薬品をいう。

17 「点眼剤」とは、眼に滴下する方法により投与する動物用医薬品をいう。

18 「蒸散剤」とは、巣箱内に設置し、蒸散させる方法により投与する動物用医薬品をいう。

19 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。

20 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	医薬品使用対象動物	動物用医薬品用法及び用量	使用禁止期間
アンピシリンナトリウム及びクロキサシリンナトリウムを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりアンピシリン6mg（力価）ために以下及びクロキサシリン6mg（力価）と殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間注射すること。	食用に供する前18日間
アンプロリウム及びエトパベート（卵鶏を除く。）を有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりアンプロリウム250g以下及びエトパベート16g以下の量をと殺する前5日間混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤（次項に掲げるものを除く。）	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200μg以下及びプラジクアンテル1．0mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供する前2日間
イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤（次項に掲げるものを除く。）	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200μg以下及びプラジクアンテル1．5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供する前3日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン230g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前70日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシン	牛（生後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン15mg（力価）以下及び硫酸フラジオ	食用に供する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシン	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン184g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン140g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン11mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン7．7mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン5．5mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン3．85mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり塩酸オキシテトラサイクリン250g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン175g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前10日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン220mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシン15mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供する前7日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤	豚	飼料1t当たり硫酸カナマイシン180mg（力価）以下及びベンジルペニシリンプロカイン60，000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する前14日間

| | | |

スルファジメトキシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚	1日量として体重1kg当たりスルファジメトキシン20mgに及びピリメタミン2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する日間
スルファドキシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後4月を除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファドキシン40mg以下及びトリメトプリムを有効成分とするもの8mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を除く。） 鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファメトキサゾール供する333・33g以下及びトリメトプリム66・67g以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たりスルファメトキサゾール供する333・33g以下及びトリメトプリム66・67g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する日間 食用に供する日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超える。）	飼料1t当たりスルファメトキサゾール供する825mg以下及びトリメトプリム4・175mg以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	豚	飼料1t当たりスルファモノメトキシン供する180g以下及びオルメトプリム60gを飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。） うなぎ	飼料1t当たりスルファモノメトキシン供する300g以下及びオルメトプリム100gを混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下する前5g以下の量を飼料に混じて37日間経口投与すること。	食用に供する日間 食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	豚 あゆ	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下する前の量を飼料に混じて15日間経口投与すること。	食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たりスルファモノメトキシン供する225mg以下及びオルメトプリム75mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供する日間
スルファモノメトキシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファモノメトキシン供する5g以下及びピリメタミン1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する日間
リン酸タイロシン及びスルファジメトキシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を除く。）	飼料1t当たりリン酸タイロシン100g（力価）以下及びスルファジメトキシン1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供する日間
鉄及びトルラズリルを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後3日を除く。）	1日量として体重1kg当たり鉄100mg以下及びトルラズリル20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する日間
フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たりフロルフェニコール40mg以下及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	食用に供する日間 食用に供する日間
ベンジルペニシリンプロカイン及びベンジルペニシリンベネタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン7，500単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン7，500単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する日間 食用に供する日間
	豚	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン15，000単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン15，000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供する日間 食用に供する日間
		2・2mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供する日間
		2時間前13乳する用に供するために搾食用に供する日間	食用に供する日間

注

1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。

2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。

3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。

4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。

5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。

9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3（第2条から第4条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
ニトロフラゾン動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
ニフルスチレン酸ナトリウム動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
マラカイトグリーン動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
メトロニダゾール動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	

別表第4（第6条から第8条まで関係）

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
クロルプロマジン動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
ゲンチアナバイオレット動物を含有するもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	
メトロニダゾール動物を有効成分とするもの	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	

別記様式第1号（第3条及び第7条関係）

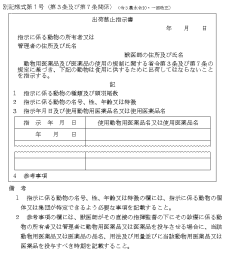

別記様式第1号（第3条及び第7条関係）（令和 年 月 日一部改正）

出荷禁止指示書

年　月　日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

1　指示に係る動物の識別及び個体数
2　指示に係る動物の名号、性、年齢又は種数
3　指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年　月　日	

4　参考事項

備考

1　指示に係る動物の名号、性、年齢又は種数の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような適切な事項を記載すること。
2　参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号（第5条関係）

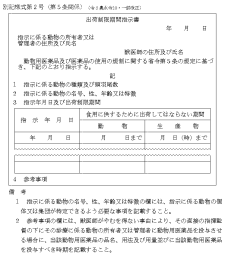

別記様式第2号（第5条関係）（令和 年 月 日一部改正）

出荷制限期間指示書

年　月　日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1　指示に係る動物の識別及び個体数
2　指示に係る動物の名号、性、年齢又は種数
3　指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間		
	動物		生産物
年　月　日	月　日まで		月　日(時)まで

4　参考事項

備考

1　指示に係る動物の名号、性、年齢又は種数の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような適切な事項を記載すること。
2　参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令（以下「旧省令」という。）第一条に規定する医薬品（次条において「医薬品」という。）の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条　この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第七号及び第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条　この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年九月六日農林水産省令第六二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二五年一〇月一一日農林水産省令第六八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年一〇月六日農林水産省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年一一月一〇日農林水産省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年一一月一八日農林水産省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附　則（平成二七年四月二八日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年六月一六日農林水産省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年一〇月九日農林水産省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年三月一八日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年六月六日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年九月一六日農林水産省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年三月二九日農林水産省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年四月二五日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年八月八日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年一二月二六日農林水産省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年四月二五日農林水産省令第三〇号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成三〇年五月一四日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年六月二九日農林水産省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年八月三日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月一五日農林水産省令第七二号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するプレドニゾロンを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成三〇年一一月二九日農林水産省令第七四号）

1　この省令は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するメタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤及びリン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成三〇年一二月二一日農林水産省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年八月一九日農林水産省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年四月三日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一一月五日農林水産省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年三月二二日農林水産省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年四月一二日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年九月一六日農林水産省令第五四号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するキシラジンを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（令和三年一二月二八日農林水産省令第七一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年四月六日農林水産省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年一一月二四日農林水産省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年一二月八日農林水産省令第七二号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附　則（令和五年一月六日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年二月一〇日農林水産省令第七号）

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（令和五年九月二二日農林水産省令第四六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に製造販売されたニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤を販売し、又は授与する場合には、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号に規定する事項の記載は、「使用基準の定めるところにより使用すること」と記載された書面を当該薬浴剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して交付することをもってこれに代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤に係る同号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附　則（令和六年一月一五日農林水産省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。